

1. 調査事件

二元代表制の一翼を担う議会の活性化を図るため、議会のあり方や運営方法について調査・研究を行う。

2. 調査の経過等

本委員会は、平成30年3月定例会において設置され、毎月1回程度、計24回委員会を開催し、糸島市議会のあり方や議会の活性化等について議論を行ってきた。

委員会では、各委員が積極的に調査を進めるべき項目について出し合い、①市政への市民参加の促進、②政策力の向上、③議論の活性化、④大災害時にも機能する議会の4つに分類し、調査を実施することとした。

また、同時に、議会活動全般についても項目ごとに確認し、「議会のICT化の推進」、「政務活動費」、「議案の提案」、「討論」、「採決」、「傍聴」について調査を実施することとした。

なお、委員会の開催状況については、以下のとおりである。

■委員会開催状況

回	年月日		調査事項等
1	H30	3/27	・正副委員長の互選
2	〃	4/12	・委員会の概要について ・今後の調査について
3	〃	5/ 9	・積極的に調査を進める事項について（市政への市民参加、政策力の向上、議論の活性化、災害時の議会の在り方） ・議会活動全般の確認（議会のICT化の推進）
4	〃	6/18	・市政への市民参加の促進について ・議会活動全般について（議会のICT化の推進）
5	〃	7/19	・議会活動全般について（政務活動調査費、議会のICT化の推進） ・市政の市民参加の促進について（目標の確認、課題と解決方法）
6	〃	8/23	・議会活動全般について（政務活動費、議会のICT化の推進） ・市政への市民参加の促進について
7	〃	9/25	・議会活動全般について（政務活動費、ペーパーレスシステムの導入、連絡体制の構築） ・市政への市民参加の促進について
8	〃	10/16	・議会活動全般について（政務活動費、ペーパーレスシステムの導入）

9	〃	11/12	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活動全般について（ペーパーレスシステムの導入） ・市政への市民参加の促進について（議会サポーター制度） ・中部 10 市議会議員研修会について（議会 B C P） ・議会全員協議会への提案事項の（政務活動費修正、タブレットシステム導入について提案）
10	〃	12/21	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・市政への市民参加の促進について（議会サポーター制度）
11	H31	1/24	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・今後の調査について
12	〃	2/21	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（議案の提案、議案に対する質疑、討論、採決）
13	〃	3/ 5	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応、議会としての災害対応）
14	〃	3/25	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（ワーキンググループの設置、ワーキンググループメンバーの選定）
15	〃	4/23	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（質疑、一般質問）
16	R 元	5/20	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（傍聴）
17	〃	6/28	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（傍聴）
18	〃	7/26	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（傍聴）
19	〃	8/ 6	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（請願・陳情）
20	〃	9/15	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（調査項目等の整理・確認）
21	〃	9/25	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（調査項目等の整理・確認、今後のスケジュール）
22	〃	10/23	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（請願・陳情）
23	〃	11/12	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（請願・陳情） ・中間報告について
24	〃	11/25	<ul style="list-style-type: none"> ・大災害にも機能する議会について（議会の災害時の対応） ・議会活動全般の確認（請願・陳情） ・中間報告について

3. 調査報告

■大災害時にも機能する議会について

災害時に対応できる議会の行動マニュアルを策定すべき。

大規模な災害が発生した場合、庁舎の利用が出来なくなったり、ほとんどの市職員が災害対応に従事することになるため、市の機能が麻痺するような状況となることが考えられる。このような状況においては、議会においても必要な連絡や意思決定を速やかに行うことが難しく、行動判断を速やかに行うことができないことが想定される。

災害発生時において議会の機能を維持・発揮するためには、議会の役割やルールづくり、議会の行動等を定める必要があるため、①所在確認のルール、②情報の伝達のルール、③議会としての行動（議会機能の維持（BCP））、④議員の行動（行動マニュアル）を盛り込んだ「災害時活動マニュアル（案）」を策定すべきと提言する。

■先進地調査の実施

1. 調査内容 議会の災害対応について
2. 視 察 先 (1)那珂川市議会
(2)朝倉市議会
3. 実施日時 (1)平成31年4月26日（金）
(2)令和元年7月18日（木）



那珂川市議会での調査の状況



朝倉市議会での調査の状況

■議会のICT化の推進について

議会の機能向上のため、クラウド共有システムの導入を行うべき。

議会の機能向上のため、インターネット等のICTを活用したペーパーレスシステムの導入、タブレット端末等の議場への持ち込みについて、他自治体での活用状況、利点と課題、運用ルールの整備等について調査を行うとともに、発生する費用と相対効果の検討も併せて行った。

検討の結果、①導入には高額のコストがかかる②紙の利便性が高い③いつでもどこでも膨大な資料を閲覧できるのは議員にとって利便性が高いため、紙とクラウドの併用が望ましいと決した。

そのため、現在の議会活動に関するデータ・資料を電子書庫化し、クラウド環境で共有することができるシステムの導入を提言した。

■システム導入後の状況

対 象	導入前	導入後
端末機器の準備	—	個人で準備
端末機器の議場への持ち込み	不可	可
議場持ち込みのルール	無	策定（済）
システムの利用	不可	可（任意）

■政務活動費について

政務活動費制度の一部を改正すべき。

政務活動費については、近年全国的に不正受給が問題化しており、より厳格な運用が求められている。現在、糸島市では政務活動費を年度当初に事前支給しているが、精算時の返還が滞るなどの課題がある。

現行の政務活動費の①使途の透明性の確保②支出費目の整理③カード払い等の支出証明④旅費の計算方法⑤支給方法について調査・検討を行い、透明性の確保及び使途の厳格化を図るため、以下の表のとおり改正すべきと提言した。

※平成31年4月1日から適用開始

■課題と改正内容

項目	課題	改正案
透明性の確保	ホームページでの領収書の公開等を行う団体が増加しているが、本議会においては実施していない。	費目ごとの具体的支出の概要がわかる総括表を新たに作成し、ホームページ上で公開する。
支出費目の整理	現在の整理様式は項目等が分かりづらく、市民が閲覧した際、誤解が生じる恐れがある。	新たに「政務活動事務費」という項目を作成し、政務活動に関する費用を明確にする。
カード払い等の際の支出証明	クレジットカード払いの場合には領収書が発行されないが、その際の支出証明の基準が明確にされていない。	①本人のカードから支出をしたこと、 ②支出の内容、③購入等の日付が確認できる資料を以て「領収書に準じる書類」とする。
旅費計算方法	理論値により旅費を算出しており、領収書の添付は不要となっている。	実費計算により旅費を算出し、領収書を添付する。
支給方法	1年分をまとめて事前支給しており、精算時の返還が滞るなどのトラブル発生への恐れがある。	・報告書を添付した請求書を3月末までに提出し4月に支給する。 ・必要に応じ随時の支払いを行う。

■議案の提案について

現状を変更し、新たな取組みを求める提言はない。

議案の提案については、提案時期、手法等について調査・検討を行った。

現在、執行部からは、定例会初日に市長から日程（条例、諮問等の分類）ごとに提案を受けているところである。

日程ごとの説明では、市長が毎回登壇することになるため、議会運営が円滑に図れないのではないかとの意見も出されたが、近隣他市の状況や執行部の意向等を調査した結果、現状のままが良いと決した。

■糸島市の状況

(H30. 4. 1 時点)

執行部提案の時期	根 拠
定例会初日（追加提案を除く）に市長から日程ごとに提案	申し合せ 6 本会議第1日目について（会議規則）（議会運営委員会） (1) (2) 略 (3) 議案等の上程及び提案理由の説明を行う。 (4) 略

■中部10市の状況

(H30. 4. 1 時点)

団体名	時期	説明者	手法等	その他
太宰府市	初日	市長	数議案を一括議案として何回かに分け説明	
福津市	初日	市長	数議案を一括議案として何回かに分け説明	
筑紫野市	初日	市長	数議案を一括議案として何回かに分け説明	
大野城市	初日	市長	数議案を一括議案として何回かに分け説明	副市長、部長から補足説明
古賀市	初日	市長	全議案一括して説明	部長から補足説明
小郡市	初日	市長	全議案一括して説明	予算等については部長から補足説明
朝倉市	初日	市長	全議案一括して説明	誤りの訂正等の補足説明あり
春日市	初日	市長	全議案一括して説明	
宗像市	初日	市長	全議案一括して説明	

■ 討論について

現状を変更し、新たな取組みを求める提言はない。

討論については、主に通告制について調査・検討を行った。

現在は通告外の発言を認めていないため、反対討論のみが通告された場合、賛成討論がなされな
いにも関わらず、採決では賛成多数と決するというような場合がある。

このような場合においては、通告なしでも賛成の意見等を出せるように通告外の発言も必要に応
じて可とすべき、との意見が出された。

しかし、通告なしでの討論では、感情論となること等が懸念されるため、現状のままで良いと決
した。

■ 糸島市の状況

(H30. 4. 1 時点)

	現状	根拠
通告	最終日直前の議 会運営委員会開 催日の午前 10 時 までに <u>通告</u> を行 う	<u>会議規則第 51 条</u> 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通 告書を提出しなければならない。 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、 <u>討論については 反対又は賛成の別を記載しなければならない。</u> <u>会議規則第 53 条</u> 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者 と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。 <u>申し合せ</u>
発言 制限	<u>5 分以内</u>	11 最終日の本会議について (4) 討論の時間は、 <u>1 議案及び請願に対して 5 分以内</u> とする。 14 質疑・討論について (6) 最終日に採決する議案の討論の通告は、最終日直前の議会 運営委員会開催日の午前 10 時までとする。

■ 中部 10 市の状況

(H30. 4. 1 時点)

団体名	通告の状況	時間制限
春日市	通告あり	なし
筑紫野市	通告あり	なし
小郡市	通告あり (次第上は通告外の発言の確認はしている。)	なし
古賀市	通告あり (その場での申し出による発言も認めている。)	なし
太宰府市	通告あり (その場での申し出による発言も認めている。)	なし
朝倉市	通告なし	なし
福津市	通告なし	なし
大野城市	通告なし	なし
宗像市	通告なし	なし

■採決について

将来的に電子採決の導入を検討すべき。

採決については、主に採決の方法等について調査・検討を行った。

現在の本市議会における採決方法は、議案等を可とする者が挙手を行い、その数を確認して可否の決定を行っているが、全国的には起立、電子による採決が多く行われており、近隣他市の中でも挙手による採決は本市議会のみという状況である。

そのため、①挙手、②起立、③電子採決について検討を行ったところ、可否等の意思表示では何れの方法においても大きな問題は無いと考えられるが、電子採決ではより明確な意思表示が可能となり、迅速かつ正確な記録を行うことができることが分かった。

協議では、挙手による採決は現行のままとするが、新庁舎建設の際に電子採決の導入が必要と決したため、将来的に電子採決の導入を検討することを提言する。

■糸島市の現状及び中部10市の状況

(H30.4.1時点)

団体名	採決の方法
糸島市	挙手採決 (討論が無い場合は簡易採決)
朝倉市	起立採決 (討論が無い場合は簡易採決)
筑紫野市	起立採決 (討論が無い場合は簡易採決)
大野城市	起立採決 (討論が無い場合は簡易採決)
春日市	起立採決 (討論が無い場合は簡易採決)
小郡市	起立採決 (討論が無い場合は簡易採決)
太宰府市	起立採決 (討論が無い場合は簡易採決)
福津市	起立採決 (討論が無い場合は簡易採決)
古賀市	電子採決 (討論が無い場合は簡易採決)
宗像市	電子採決 (討論が無い場合は簡易採決)

■傍聴について

傍聴規則の見直しを行うべき。

傍聴については、市民にとって傍聴しやすい環境の整備を図る観点から、傍聴規則等の調査・検討を行った。

現在の傍聴規則は、傍聴者に帽子、コート、マフラーの着用、杖等の持ち込みを禁止するなど時代にそぐわない制限が設けられおり、障がい者、高齢者、外国人などに対する配慮が足りないと考える。

議会傍聴には一定の規制は必要であるが、開かれた議会を進めるためには、規制は最低限とすべきであると考えられるため、時代の変化に応じた傍聴規則の見直しを行うことを提言する。

■ 請願・陳情

議場での紹介議員への質疑を見直すべき。

請願・陳情については、市民による政策提案又は意見として位置付ける請願及び陳情の審査、処理方法等について調査・検討を行いました。

現在、請願については、議場において請願者の代弁者として、紹介議員が議場で趣旨を説明、説明に対する質疑を受けた後、付託された所管の委員会で審査を行っています。

しかし、趣旨の説明は行えるものの、質疑については請願内容の細部まで把握することが難しいため、質疑の内容によっては回答ができないケースなどが発生しています。

一方で、議会基本条例第9条第2項では、請願者が委員会で質疑を受けることが認められているため、紹介議員への質疑は不要ではない、という意見が出されました。

協議の結果、紹介議員と請願者に対する質疑が重複する状況であることから、議場での紹介議員への質疑について見直すよう、提言を行うことに決しました。

また、陳情については、請願に準じるものは、請願の例により処理を行っているが、受理したものの写しを本会議初日に全議員に配布するのみにとどめ、審査は行っていない。

そのため、市民から届けられた政策提案又は意見である陳情に対し、議会として適切に対応する必要があることから、陳情も一定の基準やルールを定めた上で、議会で取り扱うべきではないか、との提案が出されました。

しかし、陳情は郵送により全国から届けられ、その審議に時間が不足すること、議会で取り扱うかどうかの精査が困難であることなどから、現状のままとすると決しました。

■ 中部10市の状況

(R元. 7.1時点)

項目	請願・陳情の取扱い		
市名	請願と陳情の取扱い区分	提出期限	請願者の趣旨説明 (実施状況)
福 津 市	請願: 所管委員会に付託。 陳情: 議員に写しを配布のみ。	本会開会前の議会運営委員会の2日前の正午まで。	請願者本人からの希望があれば、暫時休憩をとり、休憩中に趣旨説明、質疑を行う。
大野城市	請願: 所管の委員会に付託 陳情: 写しのみ配付	本会議初日1週間前に開催される議会運営委員会の前日の午後4時まで	本会議、委員会とも、請願者による趣旨説明の機会を設けていない。ただし委員会前に委員会協議会を開き、説明の機会を設けている。
春 日 市	請願: 所管委員会に付託 陳情: 所管委員会に送付	特になし	機会は特に設けていない。

筑紫野市	請願:本会議に上程し、所管委員会に付託 陳情:本会議に上程せず、全議員に配布、委員会に送付すべきものは所管委員会に送付	各定例会の2日前までに開催する議会運営委員会の前々日の正午まで	—
小 郡 市	請願:本会議に上程し、所管委員会に付託する。 陳情:議員に配布のみ	議会運営委員会開催日前々日の17時まで	付託された常任委員会において、協議会に落とした後、請願者が趣旨説明を行う
太宰府市	請願:議会運営委員会で付託委員会を決定し、委員会審議 陳情:所管委員会に送付し、かつ写しを議員に配布する。	議会運営委員会前日午後1時まで	請願者の要望があれば、その意見陳述の機会を設けるよう努めるものとする。
宗 像 市	請願:議会運営委員会で付託委員会を決定し、委員会審議 陳情:議員に配布のみ	招集日の7日前の17時まで	請願者が意見陳述を希望する場合は、委員会を休憩し、その場で行う。その際は委員会の放映は行わない。
古 賀 市	請願:委員会付託 陳情:議員に配布のみ	議会運営委員会開催日の前々日の17時まで	委員会において、請願者による趣旨説明の機会を設けることができる。
朝 倉 市	請願:所管委員会に付託 陳情:諸般の報告で写しを配布	議会運営委員会開催日の3日前の正午まで	—

参 考

【資料1】 「議会活動に関する調査特別委員会」の概要

- (1) 設置年月日:平成30年3月27日
- (2) 設置の根拠:地方自治法第110条及び糸島市議会委員会条例第6条
- (3) 付託事項:議会活動に関する調査
- (4) 委員の定数:6人(各常任委員会から2人選出)
- (5) 設置期間:付託された調査事項の調査が終了するまで。

【資料2】 委員名簿

	氏 名	役 職	所 属
1	三 嶋 栄 幸	委 員 長	市民福祉常任委員会
2	藤 井 芳 広	副委員長	総務文教常任委員会
3	松 月 よ し 子	委 員	建設産業常任委員会
4	徳 安 達 成	委 員	建設産業常任委員会
5	長 田 秀 樹	委 員	市民福祉常任委員会
6	川 上 伸 悟	委 員	総務文教常任委員会

【資料 3】 調査区分

【積極的に調査を進める事項】

目 的	到達すべき目標
市政への市民参加の促進	市民の議会への参加促進
	市民の声を議会が活用する仕組みの構築
	議会からの情報発信の強化
	主権者としての市民力の向上
大災害時にも機能する議会	議会の役割と体制の構築
	B C P（業務継続計画）の作成
議論の活性化	委員会での議論の活性化
	議員全員協議会での議論の活性化
	本会議での議論の活性化
政策（審議・提言・立案）力の向上	議会としての体制の構築
	調査能力の向上
	委員会の機能強化

【議会活動全般で確認する事項】

確認項目	内 容
議会の I C T 化の推進	各種計画書等資料のデータベース化、ペーパーレス会議の推進
政務活動費	政務活動費の利用用途、利用方法、支給方法等の見直し
議案の提案	実施方法
討論	通告制等
質疑	1 問 1 答制、実施時期等
採決	採決ルールの特明確化、採決方法、電子採決等
傍聴	傍聴規則の見直し
請願・陳情審議	取扱い・審査方法、意見書請願に依る意見書の発議
会派制	制度の検討等
一般質問、会期日程	発言時間、通告期限、実施時期、文書質問等、一般質問の時期、1 日開会の是非、通年議会等
常任委員会の構成	所管担当区分の見直し
予算審議	審査方法、補正予算の取扱い等
議員提案議案	取扱い・審査方法等
政治倫理	政治倫理条例、資産報告
専決処分の委任	地方自治法第 180 条に基づく専決処分の委任
議決事件の追加	地方自治法第 96 条に基づく議決事件の追加
議案説明（考案日）	実施方法、実施時期
決算審査	審査方法等